

岡崎市防災防犯協会連合会規約

(目的)

第1条 この会は、学区防災防犯協会連合会の行う業務に対し連絡調整をはかり、火災や犯罪の防止と災害時の自主的な防災組織を確立し、市民生活を明るくするために寄与することを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 この会は、岡崎市防災防犯協会連合会（以下「市連合会」という。）と称し、市内の各学区を単位とする防災防犯協会連合会（以下「学区連合会」という。）をもって組織する。

2 市連合会の事務局は、市民安全部防災課内に置く。

(事業)

第3条 市連合会の行う事業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学区連合会の行う防災活動普及運動事業の指導及び育成に関すること。
- (2) 少年消防クラブ及び幼年消防クラブの行う行事の育成をすること。
- (3) 防災訓練の指導及び推進に関すること。
- (4) 消防及び防災関係機関の行う事業に関すること。
- (5) 警察機関の行う事業に関すること。
- (6) 学区連合会相互の連絡協調に関すること。
- (7) 学区連合会等（学区連合会、町防災防犯協会及び会員）、消防団、少年消防クラブ及び幼年消防クラブの表彰に関すること。
- (8) 諸災害及び防災防犯等の自主防衛に関すること。
- (9) その他役員会で目的を達成するために必要と認めた事項。

(構成)

第4条 連合会は、防火防犯及び地域防災運動を促進するため組織された学区連合会の代表者及び市消防団連合会長、消防長、岡崎市総代会連絡協議会を所管する部の長をもって構成する。

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

会 長	1 人
会長代行	2 人
副 会 長	3 人
書 記	1 人
会 計	1 人
幹 事	若干人
監 事	2 人

(役員を選任)

第6条 会長は、岡崎市長の職にある者をもって充てる。

2 会長代行は、市総代会連絡協議会長並びに市消防団連合会長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、市総代会連絡協議会副会長の職にある者をもって充てる。

4 書記は、市総代会連絡協議会書記の職にある者をもって充てる。

5 会計は、市総代会連絡協議会会計の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、市総代会連絡協議会幹事及び消防長、岡崎市総代会連絡協議会を所管する部の長の職にある者をもって充てる。

7 監事は、市総代会連絡協議会監事の職にある者をもって充てる。

(職務)

第7条 会長は、連合会を代表し、総会等の会務を統轄する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 前項による会長の職務を代理する会長代行の順序は、次のとおりとする。

第1順位 市総代会連絡協議会長

第2順位 市消防団連合会長

4 副会長は、会長の命を受け、会務を執行するとともに会長代行を補佐し、会長代行に事故あるときは、その職務を代理する。

- 5 書記は、この会の会務について、記録する。
- 6 会計は、この会の会計経理事務を処理する。
- 7 幹事は、会長の命を受け、会務を執行する。
- 8 監事は、会計経理を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、第6条に定める職の在任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とし、総会は会長が、役員会は会長代行が招集する。

- 2 総会は毎年1回、定期に開催する。
- 3 総会の議長は会長があたり、出席数が2分の1以下のときは、開くことはできない。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 4 役員会は、必要に応じて開催する。
- 5 役員会の議長は、会長代行があたり、出席数が2分の1以下のときは開くことはできない。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 6 役員会は、会長代行、副会長、書記、会計、幹事、監事をもって構成する。

(経理)

第10条 連合会の経費は、補助金及び寄附金等の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(規約の改廃)

第11条 連合会の規約を改廃する場合は、総会の議決を得なければならない。

第12条 この規約の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、昭和52年6月27日から施行する。

附 則

平成 7 年 6 月 28 日	一部改正
附 則	
平成 26 年 5 月 28 日	一部改正
附 則	
平成 27 年 5 月 27 日	一部改正
附 則	
平成 29 年 5 月 26 日	一部改正
附 則	
令和 3 年 5 月 26 日	一部改正
附 則	
令和 5 年 5 月 26 日	一部改正